

ID: 197

担当部署: 上下水道課

| | | | |
|---|-----------------------|---------|-------|
| 処分の概要 | 指定の取消し | | |
| 例規名 根拠条項 | 大河原町指定給水装置工事事業者規程 第7条 | | |
| 例規番号 | 令和2年企業管理規程第6号 | | |
| <p>【基準】</p> <p>第7条の規定による。</p> <p>(指定の取消し)</p> <p>第7条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第1項の指定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 不正の手段により第3条第1項の指定を受けたとき。</p> <p>(2) 第4条各号に適合しなくなったとき。</p> <p>(3) 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>(4) 第10条の規定に違反したとき。</p> <p>(5) 第12条に規定する給水装置工事業の運営に関する基準に従った適正な工事業の運営をすることができないと認められるとき。</p> <p>(6) 第15条の規定による管理者の求めに対し、正当な理由なくこれに応じないとき。</p> <p>(7) 第16条の規定による管理者の求めに対し正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) その施行する工事が水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれが大であるとき。</p> | | | |
| 備考 | | | |
| 設定年月日 | 令和3年7月5日 | 最終変更年月日 | 年 月 日 |